



平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 岩根 茂樹
(コード：9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 松田 善和
T E L 06-6441-8821

高浜発電所 3、4 号機再稼働禁止仮処分命令に対する 保全抗告の申立てにかかる決定について

本日、大阪高等裁判所において、高浜発電所 3、4 号機の再稼働禁止の仮処分命令を取り消す決定が出されました。

当社は、平成 28 年 7 月 14 日に、大阪高等裁判所に不服申立てを行い、大津地方裁判所の決定が合理性を欠くことを指摘するとともに、改めて、高浜発電所 3、4 号機の安全性が確保されていることについて、科学的・技術的観点から丁寧な説明を行ってまいりました。

本日の決定は、こうした説明により、高浜発電所 3、4 号機の安全性が確保されていることについて、裁判所にご理解いただいた結果であると考えております。

当社は、高浜発電所でのクレーン倒壊事故に関し、福井県からご指示のあった安全管理の総点検を開始し、現在、これまで得られた結果の評価や取り纏めなどを実施しています。

当社としては、今後、総点検の結果などを踏まえ、再発防止対策および原子力プラントの安全管理に万全を期してまいります。

その上で、安全を最優先に、福井県をはじめ立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、高浜発電所 3、4 号機の再稼働に向け、準備を進めているところであり、本日の決定による業績に与える影響を見積ることができない状況です。

今後、業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上